9　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	措置の内容
1.サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	□現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 （具体的な措置内容）※自由記載
2．外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法の適切な遵守	□特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法を遵守する。 （具体的な措置内容）※自由記載
3．事業継続計画の策定	□BCP を策定している。 （具体的な措置内容）※自由記載
4.本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときの報告体制の構築	□計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を厚生労働大臣に報告する体制を構築している。 （具体的な措置内容）※自由記載
5．経営体制に関する状況（注３）	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、必要な体制を構築又はそれに準ずる取組を実施している。 ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。
6.その他取組方針への適合性に関する事項（注４）	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・自社の日本国外の拠点の活用について、有事の際には供給が途絶するなど流通リスクがあることを考慮し、適切な措置を講じている。

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注３）経営体制に関する状況として、①事業者の立地状況及び当該立地に基づく外国の法的環境等による影響の有無並びにその状況、②コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況について記載すること。

（注４）本申請に係る特定重要物資等の安定供給確保取組方針第〇章において、人材育成・確保等の要件・配慮事項が課されている場合はそれらの事項についてもれなく記載すること。

１０　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

項目	措置の内容
（１）需給ひっ迫時の対応	□平時を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の供給その他の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に資する措置を実施する。 （具体的な措置内容）※自由記載
（２）供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・継続的な設備投資又はより効率的な製図工程の実現、コスト縮減のための研究開発を実施する。 ・次世代の人材育成に取り組む。 ・感染症流行など有事の際の需要にも対応可能な供給計画を作成する。

１１　許認可等の取得又は申請の状況

必要となる許認可等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況
○○許可（●法第●条）	○年○月に取得済（有効期限：○年○月） ○年○月に申請（○月に許可見込み）

（注１）取組の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許認可等」という。）を必要とする場合には、その許認可等の取得又は申請の状況について記載すること。

（注２）許認可等を受けていることを証する書面若しくは許認可等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１２　申請を行う事業者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

（注）申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項並びに申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。